

緊急経済対策に伴う入札・契約事務の運用について（追加）

※朱書き部分が追加対策となります。（平成 21 年 10 月 9 日更新）

厳しい経済危機に直面している市内事業者に対して、地域産業の中核として持続的に発展できるように、緊急経済対策の一環として、入札及び契約事務の運用を次のとおり変更します。

1 工事入札における平均額型最低制限価格の算定方法を変更します。

市内事業者を対象とする工事入札について、最低制限価格の算定方法の一部を変更して運用します。

ア 算定方法

A「建設業種：とび・土工・コンクリート、鋼構造、ほ装、塗装、防水、電気通信、造園」

・平成 21 年 7 月 22 日の開札分から当分の間

（入札者のうち入札金額の低い 10 割（入札書採用割合）の者の平均額）×（調整率 95%）

B「建設業種：電気」

・平成 21 年 11 月 11 日の開札分（平成 21 年 10 月 26 日公告）から当分の間

（入札者のうち入札金額の低い 9 割（入札書採用割合）の者の平均額）×（調整率 95%）

C「建設業種：しゅんせつ」

・平成 21 年 11 月 11 日の開札分（平成 21 年 10 月 26 日公告）から当分の間

（入札者のうち入札金額の低い 8 割（入札書採用割合）の者の平均額）×（調整率 95%）

D「建設業種：土木一式、建築一式、管、内装仕上、建具」

・平成 21 年 11 月 11 日の開札分（平成 21 年 10 月 26 日公告）から当分の間

（入札者のうち入札金額の低い 7 割（入札書採用割合）の者の平均額）×（調整率 95%）

E「建設業種：A・B・C・D の業種以外」

・平成 21 年 7 月 1 日の開札分から当分の間

（入札者のうち入札金額の低い 6 割（入札書採用割合）の者の平均額）×（調整率 95%）

イ 入札書採用割合の見直し

実施後の落札及び経済状況を踏まえ、定期的に入札書採用割合の見直しを行います。

※ 準市内又は市外事業者が参加できる入札は、上記の対象外となります。

1-2 委託入札における平均額型最低制限価格の算定方法を変更します。

市内事業者を対象とする委託入札について、最低制限価格の算定方法の一部を変更して運用します。

ア 算定方法

平均額型最低制限価格の算定における調整率を現行の 85%から 90%に引き上げます。

その後に業種ごとに勘案して、平均額算定の対象割合を現行の下位 6 割から引き上げる予定です。

＜最低制限価格の算定方法＞

（入札者のうち入札金額の低い 6 割の者の平均額）×（調整率 90%）

イ 運用期間

平成 21 年 7 月 1 日の開札分から当分の間実施します。

※ 準市内又は市外事業者が参加できる入札は、上記の対象外となります。

2 市内事業者への優先発注を拡大します。

ア 予定価格が 500 万円以下の物件購入入札で、複数の入札参加者が見込まれる業種について、入札件数の概ね 2 分の 1 を目安に市内事業者限定で入札発注します。

イ 測量業務の委託入札については、入札件数の概ね 2 分の 1 を目安に、また、全ての地籍調査測量は、市内事業者限定で入札発注します。

ウ 上記ア、イの運用期間は、平成 23 年 3 月末の発注までです。

3 市内産品を優先購入します。

購入しようとする物品で、市内で生産されているものが該当する場合は、この製品を指定（複数の製品を指定する場合もある。）して入札発注します。指定は、同種の物品の入札予算総額、入札購入数量又は入札件数いずれかの概ね 2 分の 1 を目安に行います。

なお、製品指定により購入先が限定されるなど競争性に欠けると想定できるときは、随意契約とすることがあります。

運用期間は、平成 23 年 3 月末の発注までです。